

陳情第30号

地球社会建設決議に関する陳情書

平成24年8月6日受理

陳情者



荒 木 實

世界的前提が変われば、戦争のない世界が実現します。

その前提を変えるための決議を要請します。貴議会の義務であり、責任です。

地球社会建設決議草案 (戦争のない世界実現への基本原則)

- 1) すべての人間が地球で共同生活をしているのが世界である。この共同体社会をより安全に、より豊かにしようとする思い、努力、行動こそ市民としての人間の義務・責任である、とする決議。
- 2) 「国家の軍備は当然」という認識。「国益を守るためには人間を殺してもいい」とする考え。この認識・考えは、人類の歴史の過程での錯誤である。この考えは、多数を、それこそ、すべての人間という多数を虐殺する準備を、国家に、正々堂々で行わせている。国家の軍備行為、戦争の準備行為は、人類を消滅しかねない極めて危険な行為であり、この行為は違法行為であり、重大な犯罪行為である、とする決議。
- 3) 地球共同体社会で、その共同体社会を損ねるのではないかと危惧する考えを表明することは、地球を、地球社会を、すべての人間を守るべきとうい行為である。いかなる国家であろうと、いかなる宗教であろうと、いかなる価値観であろうと、人間の尊厳を傷つける危惧があれば告発しなければならない。この行為は、地球市民の義務・責任であるとともに、基本的権利である、とする決議。
- 4) 人道・人権は世界法である、とする決議。したがって、戦争行為は重大なる犯罪行為である。命令発信者はもとより、命令受諾行為者も、その責めを免れることはできない。
- 5) 空・陸・海・地下の空間、石油・鉱物などの資源は、地球に生存するすべての市民の共有である、とする決議。地球に生きる市民は、共有資産の使用に対価が伴い、その対価は、地球防衛隊等、地球社会運営の基礎財源であることを認識する、という決議。
- 6) 地球防衛隊を創設しよう、とする決議。
- 7) 生存の基本的権利である、人間の尊厳を守るのは民主社会主義である、とする決議。
- 8) 社会の主権者は市民であり、その確立のために民主主義技術を高めよう、とする決議。
- 9) 地球社会の柱は、地球社会のルールを定める最高意思決定機関の創設である、とする決議。
- 10) より安全で、より豊かな地球社会建設には、さらなる社会技術の向上が必要である、とする決議。